

銚子税務署からのお知らせ

平成23年分の所得税・贈与税・個人消費税の
申告書の作成・相談と提出の会場は

「銚子読売ビル2階」

です。

設置期間 …… 平成24年2月1日(水) から ※土、日曜及び祝日を除く
平成24年4月2日(月) まで ※所得税及び贈与税の申告期限は3月15日・
消費税の申告期限は4月2日です。

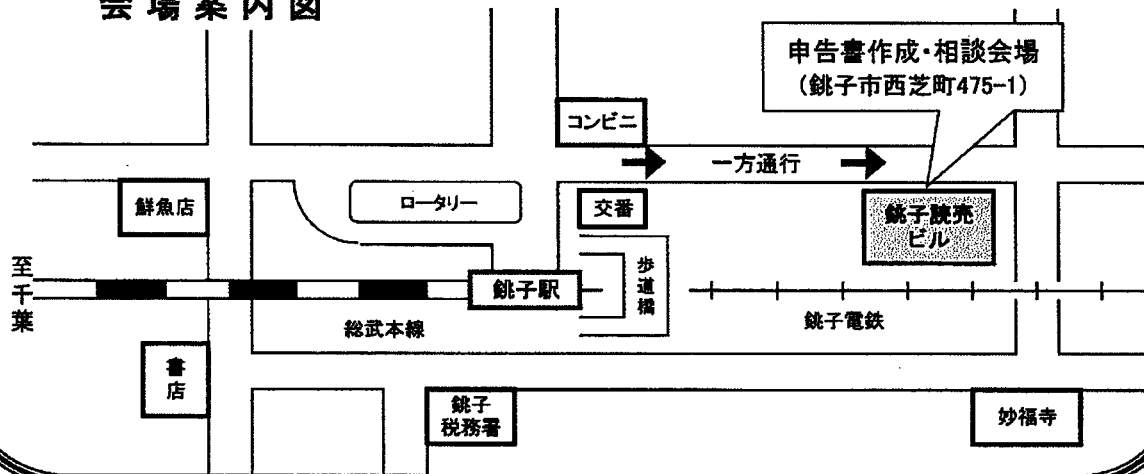
受付時間 …… 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談時間 …… 午前9時から午後5時まで

所在地 …… 銚子市西芝町475-1 ※JR銚子駅より徒歩3分
※駐車場が狭いため、お車での御来場は御遠慮ください。

- ◎ 銚子税務署内には、申告書作成・相談会場は設けておりませんので、御注意ください。
- ◎ 各市役所でも相談・提出ができます。(土、日曜及び祝日を除く2月16日から3月15日)
- ◎ 確定申告期限間際は混雑しますので、申告書の作成・相談はお早めをお願いします。

会場案内図



東日本大震災により被害を受けられた場合の所得税の軽減等について (平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、 所得税の軽減等の措置を受けることができます。)

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた場合は、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法(所得税法に基づく「雑損控除」といいます。)、
「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、
所得税の軽減又は免除を受けることができます。
これらの軽減措置を受ける場合には、印章のほか次の書類等が必要となります。

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(売買契約書や請負契約書など)
 - ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの(請負契約書や領収書など)
 - ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金や補助金等の金額が分かるもの(支払通知書など)
 - ④ 災証明書(市町村から交付された「災証明書」をお持ちの場合)
 - ⑤ 還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの(所得税が還付となる場合)
 - ⑥ 平成22年分の確定申告書の控え
 - ⑦ 平成23年分の所得金額や所得控除額の分かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)
- ※被災されて上記の書類などをお持ちでない場合は税務署に御相談ください。

銚子税務署 〒288-8666 銚子市栄町2-1-1 TEL (0479) 22-1571 (代表)